

### 第3回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：令和2年10月23日（金）14時～15時30分
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

#### 議題 アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケースについて

事務局から資料（アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース（案））について説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

#### ○ 論点1について

（泉水委員）

- 「競争上機微な情報」という文言が多く出てくるが、定義が置かれていないところ、第2回研究会における公正取引委員会提出資料にあった定義を引用しているものと理解している。
- 中小企業が競争上機微な情報を交換する場合について、記載が分かりにくく、誤解が生じてリスクのある行動がとられないか懸念がある。「申請の検討初期段階から」が「弁護士に相談し」に係っていると分かるよう、「同業他社との接触や情報交換の内容については、弁護士に相談し」と読点を加えるとよいのではないか。また、「適宜、協議の場に同席を求める」というのも「同席」の主語が分かりにくいので、「適宜、弁護士に協議の場に同席を求める」とした方がよいのではないか。

（武田委員）

- 「AD申請に必要な情報を弁護士に集約することとし、集約した情報で他社情報が推認できる情報に相互に触れないように確保すること」とあるが、後半が分かりにくい。弁護士に集約するという事に尽きるのではないか。

（服部委員）

- 「集約した情報」という文言が、単に集まってきた情報そのものなのか、それをまとめた形に加工した情報なのかというところが分かりにくいのではないか。集めた情報はすごく細かい情報なので、それをそのまま伝えず概数的なものに加工することが一般的かと思うが、まとめた情報から個々の情報が推認されてはならない。また、生の情報であれば、当然推認できるのではないか。

（泉水委員）

- 生の情報や、それを集計したり加工したりした情報であっても、他社情報が推認されるものは各社に出してはならないということは重要だと考える。

## ○ 論点2について

(川島委員)

- 解説に売上原価に関する記載があるが、売上原価は損害15指標には含まれないのではないか。

(平林特殊関税等調査室長)

- 売上原価は利潤の中に含まれている要素と考えており、また、我々が損害を分析する上で売上原価は重要な指標として位置付けているので、そのことを読み手に示す観点から記載したいと考えている。

(藤井委員)

- 解説の第2段落中に「競争上特に機微な情報」という文言があるが、販売量や生産高も一般的には機微な情報にあたりとされるが、AD申請を必要以上に萎縮させないという観点からは、今回あえて「競争上特に機微な情報」として記載をすべきか、各委員のご意見を伺いたい。販売量や市場シェアといった情報は公開されている場合もあり、常に機微情報に当たるとは必ずしもいえないのではないかという問題意識を持っている。

(服部委員)

- 実際の販売量や生産高よりは生産余力といった情報の方がより機微な情報といえるとは考えるが、一般的には販売量や生産高も競争上の機微情報とされている。また、前回の研究会において、公正取引委員会のご担当者も販売量や生産高を競争上の機微情報と整理していないかは確認する必要があると思う。欧州委員会でも、市場シェアは常に公開情報というわけではなくレンジで表記したりしているし、数量は機微情報の典型という印象を持っている。

(平林特殊関税等調査室長)

- 前回の研究会では、公正取引委員会から、価格数量が競争上機微な情報に当たるとご発言いただいたところである。

(泉水委員)

- 競争法の世界では価格と数量は常に機微情報として並べて議論されるので、価格は機微情報であるが数量は機微情報ではないというのは違和感を覚える。販売量が公開されているような業界もあると思うが、一般論として、販売数量は機微情報に当たるといえるのではないか。また、生産能力や供給余力はそれ以上に機微な情報に当たると考える。

(武田委員)

- EUのガイドラインでも数量は機微な情報として整理されているので、機微な情報として記載しておくのがよいのではないか。

○ 論点3及び4について

(川瀬委員)

- これらの論点については、理論というよりも業界の実務にとって役立つ内容となっているかが重要と考える。これらの論点を始め、公表後、業界から実際にこのモデルケースを使ってみての意見などをヒアリングし、アップデートしていくことが必要。

○ 論点5について

(服部委員)

- 業界団体も大小様々な規模のものがあり、幹事会社から業界団体の事務局に派遣されている例もある。派遣期間中は業界団体の業務に専従していることが多いが、中には派遣元の会社の業務と兼務しているような場合もあり、その場合、業界団体が情報集約の役割を期待できるか疑問がある。そういった場合を除けば、モデルケース記載の例は最善の方法という感じがする。

(中川委員)

- 生え抜きの事務局職員がいて、AD申請を自ら行えるような業界団体は限られている。このモデルケースを読むような団体には強固な組織がないような場合が多いのではないかと。モデルケースとしてはこの内容でよいが、独占禁止法の観点からいうと、傘下企業から業界団体への派遣者が情報を派遣元会社に持ち帰ることがないようにしなければならないといったメッセージの役割を本モデルケースが果たせばよいと考える。

○ その他全体について

(川島委員)

- 本モデルケースだけではなく、本研究会の議事要旨、第2回研究会での公正取引委員会説明資料を始めとする研究会提出資料、これらを総合的に参照してもらおうと事業者にとって有益な指針が得られるのではないかとと思う。
- 例えば、公正取引委員会の資料では「法令に基づいてADの共同申請を行うことは直ちに独占禁止法上問題になるものではない」と非常に明確に述べられており、また、議事要旨を見てもらえば、委員間でコンセンサスが得られたことも分かるかと思う。この点については、モデルケースの「はじめに」などに何らか盛り込むとよいのではないかと。
- なお、第2回研究会において国の行為が介在したことにより因果関係が遮断されたという議論があったかと思うが、この点に関連してパラマウントベッド事件をご紹介したい。この事案では、地方公共団体の行為が介在したからといって、事業者の独占禁止法違反の責任が否定されるわけではないということになったが、これはパラマウントベッド社製品の特徴を入札仕様書に盛り込むよう働きかけ、その特徴に関し同社が実用新案権等を有していることを担当者に伏していたためであり、まさしく行政機関の行為がsham（仮装）に利用された事案といえる。ADの共同申請においても、例えば申請者が虚偽の情報に基づいて申請を行い、これがAD課税に結びつけば、独占禁止法違反を問う余地があると考えられる。

(服部委員)

- 川島委員ご指摘のように、共同申請を行うこと自体は独占禁止に違反しないという点は、モデルケースの議論の前提にもなっているので、冒頭部分に記載してもよいのではないかと。

(泉水委員)

- 川島委員ご指摘の事例にも関連するが、経済産業省を始め国家機関を道具としてカルテルを形成する手法は、ハブアンドスポーク共謀と呼ばれる典型的な競争法違反行為の一つであり、AD措置が sham に利用される可能性はある。
- 「独占禁止法上直ちに問題とならない」といった表現を追加することはよいと思うが、「はじめに」ではなく3頁の解説に追加する方が適切ではないかと。

各委員からの意見を踏まえ、経済産業省にてアンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース案に必要な修正を加え、後日公表することとなった。

(以上)